

第1章

計画の目的と位置づけ

■ 「にいがた住まいの基本計画」策定の目的とその構成を示します

- 1 新潟市の概要
- 2 にいがた住まいの基本計画策定の背景
- 3 計画の目的
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の期間
- 6 計画の枠組み

1-1 新潟市の概要

(1) 新潟市の沿革

本市は、日本海、信濃・阿賀野の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟など、多くの水辺空間と自然に恵まれ、コハクチョウの越冬数は日本一を誇ります。

江戸時代から物流拠点「新潟湊」の機能を活かして賑わいを見せていた「新潟町」は、安政5(1858)年に、アメリカ・イギリスなど5か国との修好通商条約によって、函館・横浜・神戸・長崎とともに開港5港の一つに指定され、世界に開かれた港町となりました。

明治22(1889)年、市政を施行。以来、戦争・大火・地震などにみまわれながらも、そのつど復興を成し遂げて発展。平成8(1996)年には「中核市」に指定されました。

そして、平成17(2005)年、14市町村の合併(3月21日に13市町村が合併し、10月10日に巻町と合併)により、人口約81万人(平成17年国勢調査(速報値))の、本州の日本海側最大の都市として大きく飛躍することが期待されています。

(2) 新潟市の地勢

①位置

本市は、サンフランシスコ、天津、リスボンとほぼ同じ緯度にあり、日本海側のほぼ中央に位置し、首都圏からは北西約300km、上越新幹線で約1時間40分の位置にあります。

極東：東経 139度 16分 00秒

極西：東経 138度 47分 03秒

極南：北緯 37度 40分 45秒

極北：北緯 37度 59分 36秒

②広ぼう

本市の市域は、海岸線に沿った厚みのある形になっています。

面積：726.09平方キロメートル

広がり：東西 約42キロメートル / 南北 約35キロメートル

③地形・地質

本市は、信濃川・阿賀野川の2大河川の河口を持ち、地形は概ね平坦ですが、南東側に新津丘陵、南西側に角田山・弥彦山が山地を形成しており、海岸線に弧状に連なる砂丘がわずかに高台をなしています。平野部の地質は第4紀沖積層に属し、軟弱な粘土及び砂質土から形成されています。

1-2 にいがた住まいの基本計画策定の背景

新潟市における住宅施策は、これまで、平成9年3月策定の「新潟市住宅マスタープラン」^{※1)}などにより、総合的・計画的に進められてきました。

しかし、これまで経済状況は変化し、近年は高齢社会に加え少子化社会への対応が求められ、また今後は人口減少時代に入るなど、現在の住宅を取り巻く状況は大きく変化していくことが見込まれます。更に、住宅施策をめぐる裾野は広がっており、単に住宅分野のみでは対応し切れなくなっています。また、住宅をめぐる市民、事業者、行政の役割も変化してきています。

一方、新潟市は、14市町村による広域合併を経て、市域が大きく変化したことから、それら地域の特性に合わせた住宅施策を再度構築し直す必要がありました。また、平成19年には政令指定都市に移行し、さらなる発展を目指しています。

これらを踏まえて、新たな新潟市にふさわしい住宅施策を総合的・計画的に展開するために、「**にいがた住まいの基本計画**」を策定することといたしました。

※1) 平成17年度末で計画期間が終了。

1-3 計画の目的

住宅は、市民の生活の基盤であるとともに、それぞれの地域をかたちづくる基本的な要素であり、単なる私的な財産にとどまらず、新潟市の安定的で持続可能な発展の基盤となる大事なものです。

つまり「住まいはまちをかたちづくる」ということができます。

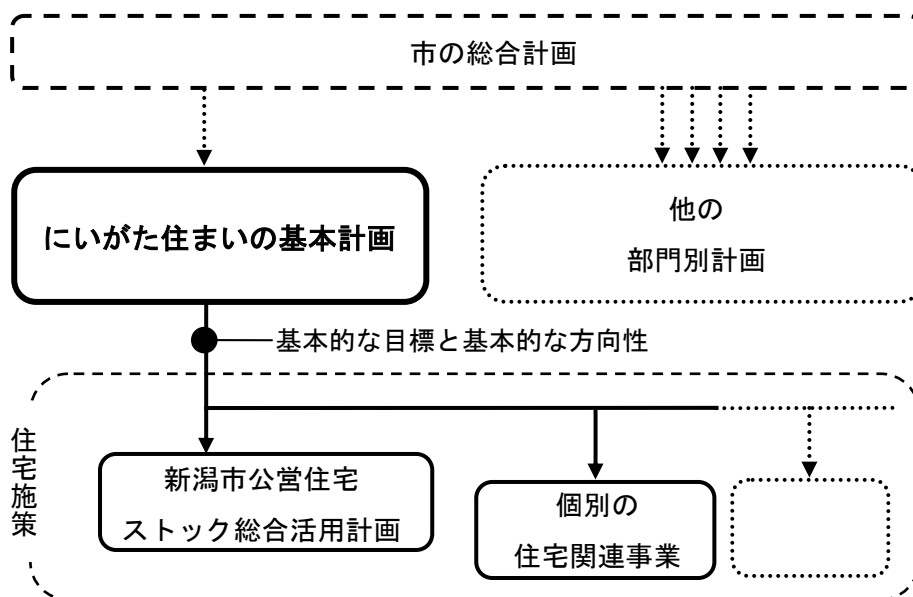
そのため、市民の生活に最も近い立場で接し、地域の発展に責任を負う自治体として、新潟市は、住宅とその周辺の住環境としての「住まい」に関する施策を重要なものとして、推進する必要があります。

住宅と、その周辺の住環境の形成、つまり「住まいづくり」に向けて、「にいがた住まいの基本計画」では、多岐多様な分野を体系的に捉え、基本計画として、住まいづくりに関する基本目標と、それを達成するための基本方針を示します。

この計画は、個々の地域における住まいづくりの個別の方向性を定めるものとはなりません。あらゆる地域の特性を大切にす視点を持って、施策を推進し、総合的・計画的に住まいづくりを推進していくことを目的とします。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、市の総合計画などの考え方を受けながら、住宅施策の基本計画となるものです。住宅施策の基本的な目標と、それを実現するための基本的な方向性を示して、個別の住宅関連の計画や事業の上位計画となります。



1-5 計画の期間

この計画は、平成18（2006）年度から平成26（2014）年度までの9年間を計画期間とします。

1-6 計画の枠組み

にいがた住まいの基本計画の基本的な構成は、以下の通りです。

